

令和7年8月29日

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、東京藝術大学の「藝祭」期間中に、特別企画「出張相談会」を開催します

文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、東京藝術大学において開催される「藝祭」期間のうち、令和7年9月6日（土）及び7日（日）の2日間にわたって、特別企画「出張相談会」を開催しますのでお知らせします。

1. 特別企画「出張相談会」について

令和7年9月5日（金）から7日（日）にかけて、東京藝術大学で開催される「藝祭」会場内において、文化庁は「文化芸術活動に関する法律相談窓口」（以下「相談窓口」という。）の特別企画「出張相談会」を開催し、「藝祭」御来場者を対象として、文化庁から受託した弁護士が対面で文化芸術活動に関する法的問題の御相談に応じます。

主 催 : 文化庁

協 力 : 東京藝術大学アートキャリア・オフィス

開催期間等 : 令和7年9月6日（土）及び9月7日（日）

両日共に12時00分～18時00分まで、1回当たりの相談時間（枠）は25分間とします。（毎時0分～25分、30分～55分）

特別企画開催期間中は2窓口体制をとり、毎時間当たり4件、両日合わせて最大で48件の御相談に応じます。

対 象 者 : 「藝祭」御来場者のうち文化芸術活動に関わる当事者もしくは法定代理人（未成年者の親権者等）等（プロ、アマ、学生等を問いません）

※御相談内容は文化芸術活動に関する法的問題、トラブル等に限られます。

実施方法 : ①各日11時30分から当日の相談時間帯（枠）について先着順で受付を行います。御相談を希望される方は、9月6日（土）又は9月7日（日）の11時30分以降に、相談窓口開設場所において、当日の希望時間帯（枠）を御登録いただき、受付票をお受け取りください。

※メールや電話等による事前予約はお受けできません。

※各日1人（1グループ）1枠までとさせていただきます。

②登録された時間に御来場の上、受付票と引き換えで相談窓口を御利用ください。

③相談終了後は、アンケートへの御協力をお願いします。

開設場所：東京藝術大学 本部棟 1階スペース（東京都台東区上野公園 12-8）



「藝祭」について

9月5日から7日にかけて、東京藝術大学上野キャンパスや上野公園などで「藝祭」が実地開催されます。「藝祭」では美術学部と音楽学部の学生が協力して制作した「御輿」がサンバの音楽に合わせて上野の杜を練り歩き、藝大生の作品が上野公園のアートマーケットで販売され、模擬店、作品展示、演奏、ステージ、講演会などが行われます。

2025年のテーマは「玉響（たまゆら）」です。芸術を介した交流を行うことを趣旨として、学内外の繋がりが更に発展していく場所としての「藝祭」を目標にしています。存分に楽しんでください。

「藝祭」web サイト <https://geisai.geidai.ac.jp/2025/>



「東京藝術大学」について

東京藝術大学は、前身である東京美術学校と東京音楽学校の創立から約140年にわたり、日本の芸術教育研究の中核として、多くの芸術家や教育者・研究者を輩出し、我が国唯一の国立総合芸術大学として、自由と創造の精神を大切にし、芸術文化の進展に導く役割を使命としています。

日比野克彦学長のもと教育研究、地域産学連携、国際交流等に積極的に取り組み、令和5年4月設置「芸術未来研究場」は、多様性を認め合える社会の実現に向けて、「アートは人が生きる力である」という確信及び「人の心」への眼差しを根幹として、新たな価値の創造や社会的課題の解決に係る実験と実践を重ねることを通じて、人類と地球のあるべき姿を探究しています。

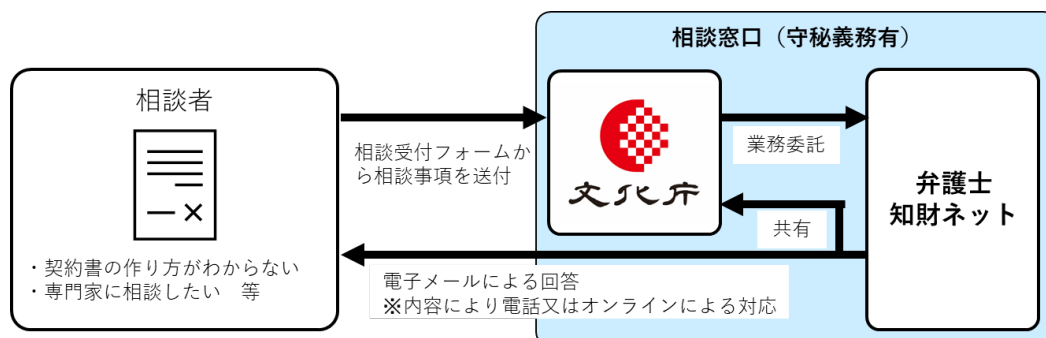
2. 相談窓口の目的

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等が多く、不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況等が生じています。有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、安心・安全な環境かつ持続可能な形で文化芸術活動を継続できるようにするための方策の一つとして、文化庁は相談窓口を開設し、契約や活動に関係する疑問やトラブル等について弁護士が御相談に対応しています。

3. 相談窓口（文化庁ホームページ内に設置）の御利用について

- 相談窓口を御利用いただけるのは、文化芸術活動に関わる当事者もしくは法定代理人（未成年者の親権者等）、または委託や信託により契約に関する事務を引き受けている方、AI開発やサービス提供を行う事業者等、芸術家等以外のAI利用者です。
- 文化芸術活動に関係して生じる疑問やトラブル等についての御相談、ガイドラインについての御質問等に対応します。
- 文化庁ホームページ内に設置する相談受付フォームにて御相談を受け付け、原則として10日以内（土・日・祝日等を除く）に電子メールにて回答します。内容に応じて電話又はオンラインによる対応（原則として30分程度）も行います。
- 相談対応を行うのは、文化庁から事業を受託した「弁護士知財ネット」（※詳細後述）に登録されている弁護士です。弁護士は職務上知り得た内容について守秘義務を負っているため、相談内容が他人に知られることはありません（事業を実施する文化庁担当者も同様に守秘義務を負っています。）。ただし、個人情報及び個人や事業者等を特定できない形に編集し、相談事例として公開することがあります。
- 相談窓口にて受け付ける御相談については、無料で対応します。

〈参考〉相談対応のスキーム



4. 文化庁ホームページにおける相談の受付について

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」のURL

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html



5. 事業の実施体制

本相談窓口は、文化庁から事業を受託した弁護士知財ネットが本事業のため特別に構成したチームにて実施します。

弁護士知財ネットは、日本弁護士連合会の支援の下に誕生した全国規模のネットワークであり、1000名以上の弁護士が登録しています。本相談窓口を構成する弁護士は、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有しています。

6. 本件連絡先及び注意事項

東京藝術大学及び「藝祭」実行委員会に対し、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」及び特別企画「出張相談会」について御質問等をされることは御遠慮ください。

（下記連絡先をお願いします）。

＜担当＞ 文化庁文化経済・国際課 文化芸術活動基盤強化室
課長補佐 時川修司（内線 3119）
係長 鈴木小百合（内線 3120）
電 話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3120（直通）
メー ル：kibankyoka@mext.go.jp